

平成18年第12回教育委員会記録

平成18年8月23日（水）

杉並区教育委員会

教育委員会記録

日 時 平成18年8月23日(水) 午後2時02分～午後2時23分

場 所 教育委員会室

出席委員 委員長 丸田 頼一 職務代理者 宮坂 公夫
委員 大藏 雄之助 委員 安本 ゆみ
教育長 井出 隆安

欠席委員 (なし)

出席説明員 事務局次長 佐藤 博継 学校適正配置担当部長 小澄 龍太郎

庶務課長 松岡 敬明 学校適正配置担当課長 吉田 順之

学校運営課長 井口 順司 学校課長 渡辺 幸一

指導室長 種村 明頼 社会教育スポーツ課長 赤井 則夫

済美教育一根本 信司 済美教育一植田 敏郎
所 長 副所 長

事務局職員 庶務係長 小今井 七洋 法規担当係長 石井 康宏
担当書記 佐藤 守

傍聴者数 13名

会議に付した事件

(議案)

議案第46号 「杉並区立小中学校第一次適正配置計画策定のためのたたき台(学校の統合)」の一部改正について

議案第47号 学校教育法第107条教科用図書採択について

(報告事項)

(1) 杉並区体育施設の年末・年始の一部開場について

目 次

会議録署名委員の指名について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

議案審議

議案第46号 「杉並区立小中学校第一次適正配置計画策定のための
たたき台（学校の統合）」の一部改正について・・・・・・・・ 3

議案第47号 学校教育法第107条教科用図書採択について・・・・・・ 7

報告事項

(1) 杉並区体育施設の年末・年始の一部開場について・・・・・・・・ 7

委員長 では、定刻になりましたので、ただいまから第 12 回教育委員会定例会を開催いたします。

皆様方、ご多忙のところお集まりいただき、ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

なお、録音の申請が出ていますが、いつもどおり冒頭のみに限らせていただきますので、よろしくお願いいたします。

また、上着の着脱、自由にしていいただければと思います。

本日の議事録の署名委員は大蔵委員にお願いいたします。

本日の議事日程は、ご案内しましたとおり、議案が 2 件、報告が 1 件となっております。

では、議案の審議に入ります。

日程第 1、議案第 46 号「『杉並区立小中学校第一次適正配置計画策定のためのたたき台（学校の統合）』の一部改正について」を上程し、審議いたします。

学校適正配置担当課長からご説明をお願いいたします。

学校適正配置担当課長 私から議案の内容の説明をさせていただきます。

1 枚、表紙をおめくりください。

表題でございますが、「『杉並区立小中学校第一次適正配置計画策定のためのたたき台（学校の統合）』の一部改正について」でございます。標記のたたき台でございますが、平成 16 年 9 月 21 日に定め、これまでの間、統合対象校でございます神明中学校の関係者との話し合いを重ねてきたところでございます。学校統合に向けては、合意形成のための時間がさらに必要であり、平成 19 年度新入学生への配慮、9 月から学校希望制度の申請の受付を前にしているという状態でございます。したがって、下記のとおり、中学校の統合予定時期を再度延長いたします。

記書きの下でございますが、1、改正内容（統合予定時期）、現在のところは平成 21 年 4 月としてございますが、改正後、「新」のところでございますが、平成 22 年 4 月とさせていただきます。

改正箇所は、この改正に伴う必要な改正でございます。別紙 1 のとおりでございます。

3 点目、神明中学校関係者への経過の説明でございますが、別紙 2 のとおりのような経過を辿ってきているところでございます。4 点目、改正後のたたき台でございますが、別添のとおり本文をつけてございます。

なお、小学校の統合につきましては、本年 2 月 8 日に正式決定をしたため、たたき台から該当箇所をすべて削除をしてございます。

5 点目、今後の予定でございますが、文教委員会に報告をし、また、神明中学校関係者に通知し、関係小中学校の保護者への周知は 9 月 1 日から行う予定でございます。

計画の内容、本文そのものにつきましては記載のとおりでございます。後ほどお読みいただけ

ればと思います。

改正箇所は、繰り返しになりますが、統合予定時期、この1点のみでございます。

説明は以上でございます。

委員長 では、ただいまのご説明に、ご質問、ご意見ございましたら、お願いします。

大藏委員 その後のところの別紙からはもうご説明はないのですね。

学校適正配置担当課長 改正箇所はこの年限を変えたところでございますので、その後につきましては大きな変更はございませんので。

大藏委員 それについて質問しますが、この間、神明中学校の保護者、卒業生なんかを含めて懇談をなさったというような議事録というものを読みました。その中で、私が非常にこれはどうしてないのかなと思ったのは、最初に神明中学校が統合候補に上がったときに、耐震構造ではないので、事故が起こる恐れがあって、補強などで済むような段階ではないので建て替えになる。しかし、土地関係、建築法規等いろいろなことから、あの場所に建て替えはできない、中学校で18クラスぐらいを収容するような学校を建て替えることはできないというのが、生徒数が減っているということ以外に一つ大きな柱だったのですけれども、それは出てこないですね。だから、それはどうなったのか。

それから、神明中学校の側では、いろいろ建築案みたいなものを作って、こうすれば建てられますよというようなことをやったりしまして、それも途中の水路の問題でできないとか、いろいろやりとりがありましたけれども、しかし、それはどこへ行ったのかというのが私の関心の一つなのです。

学校適正配置担当課長 お答えいたします。

基本的には、その学校の校舎の改築ができるできない、改築しても十分であるかどうかというお話は継続してさせていただいております。また、向こうからもいろいろなご提案をいただいているのも事実でございます。

1点目、まず校舎の改築に関係いたしまして、補強ができないという話そのものについては、これは変わりはありません。したがって、本来ならば、この校舎補強、改築いずれかの方の選択をとということで、今回の場合には、改築しても十分な施設にならないということで、基本的にはあそこの周辺の子どもたちは、周辺3校でも十分子どもたちの数としては足りるということで、建て替えを要さないというふうなお話をさせていただいております。現に校舎は使用してございますので、1つは2階建ての特別教室の方の部分を一部いじりまして、普通教室を一部動かしております。また、旧校舎の一番最初の方に建ったところのコンクリートの状態のいいところに、一定程度の普通教室を集めてございます。ただ、基本的にそれはリスク分散でございま

して、昨年度その改修は行いましたが、基本的には真ん中の方の弱いところにつきましては、あまり使用はしていないというような形でございますが、根本的な解決に至っているわけではございません。

いずれにしても、この学校そのものについては耐震上の課題が残っているということでございます。

では、改築が困難であるということは、理由の中に載せてございます。少なくとも適正規模の9学級から12学級にするということになりますと、子どもの数が301人を超えなければならないということでございます。

文部科学省の基準では、301人になりますと校庭の面積というのは、約4,200㎡ほど必要になってございます。そういう意味では、ああいった変形した校庭の中での今の現行法の建築基準法の適用を受けた内容で造る場合には、必ずしも建て替えても十分な施設にはなり得ないというふうに私どもは考え、お話しを申し上げております。

ただ、通学区域を広げて、井萩中並びに荻窪中学校の区域の子どもたちを中に取り込んで、301人にして改築ができるというような形での向こう側からのご提案を受けているということもまた事実でございます。

我々、出されたご提案につきましては、これが必ずしも十分ではないというふうにお話しはしてはございますが、そこで十分であるか十分でないのかということについての考え方の相違はあるということではございます。そういったところについては、またいろいろとお話の最中であるということではございます。

また、当該水路の状態もございますが、これらにつきましては、現在、我々が立てているたたき台の計画の内容に大きく変更を及ぼすような内容ではないというふうにお話しはさせていただいておりますが、「いや、そうではない」というようなご意見と、そこら辺のところでの争点はあるということは事実でございます。

したがって、またこれからのお話の中では、当然にそれは論点として消えているわけではございません。

大藏委員 今のお話で、生徒数301人になった場合に、文部科学省の決めている運動場と体育施設の面積が足りないということについては、神明中側から2つぐらいの建築案が出ましたけれども、そのどちらをとっても運動場の面積は足りないということですか。

学校適正配置担当課長 通常の平場のところの運動場では足りてございません。ただ、屋上を利用したりだとかいろいろなところで工夫すれば、そういったようなところは当然にカバーできるのではないかというのが本旨でございます。

大藏委員 前に1年延ばして、また今度1年延ばしたわけです。新しく入学する子どもは3年間そこで卒業できますけれども、しかし、その学校がなくなるかどうかということは、やっぱり一番大きなことです。それから、建築物の補強も、現に子どもがいるわけで、しかし震災はいつ来るかわからない、明日来るか来ないかわからないわけですから、補強はしなければならない、というような状態をずっと続けていって、また1年延ばすようなことは、私はもう限度に来ているのではないかと思います。

ですから、やっぱり、基本的にどうするかということについて、いろいろ現地のご不満もあるでしょうが、神明中は統合の対象とするということにするのか、それとも一遍白紙に戻してやるのか、このあたりはやっぱり決断をすべき時期に来ているのではないかと私は思います。

学校適正配置担当課長 ご指摘のとおりかと思います。

地域を不安定な状態に、また子どもたちを不安定な状態に置くということを子どもが好んで行っているわけではございません。

ただ、まだお話し合いをしている最中ですので、相当まだ距離があるということがございます。一定程度、然るべき時期に然るべき判断をしていかなければならないということもいざずれはやってくるのかなというふうには思っておりますが、基本的に、学校の統合、これは必要なことですので、現計画を白紙撤回するという考え方は持っておりません。

宮坂委員 私ども、基本的には、子どもの数も減っておりますから、大きな流れとして統合もやむを得ないと思っております。ただ、これが神明中学校でいいのかどうか、それぞれの立場で考え方があると思います。

建物につきましても、今、大藏委員から出ましたが、全部建てかえなければいけないのか、あるいは、水路の4メートルの問題について、それを後退できるのかできないのか、それから、通学区域に関しましても、さまざまな考え方があると思います。確かに青梅街道とか環八のようなところを渡るというのは、ちょっと問題がありますけれども、中央線なんかの場合は皆ほとんどガードになっていますから、その辺はもうクリアできているのではないかと、個人的には私はそう思います。

ただ、これも立場によっていろいろ考え方がありますので、この際、これをもう少し両方納得いくように、1年間一応延ばすということ自体については、私は結構なことではないかと思っております。この間にぜひ詰めていただいて、100%お互いに納得するというのは難しいにしても、ある程度了承を得た段階で踏み切る方がベターじゃないかと、そのように思っております。

ですから、非常に結構だと思います、延ばすことにつきましては。

委員長 ほかにございますか。

今後の予定ということで、報告書の本編の方の4ページとか概要版の2ページにもあるわけなのですが、先ほど来、若干触れられてらっしゃるわけなのですが、特にお話しすることありますか。

学校適正配置担当課長 基本的に、この統合時期を延期しましたということについては、これは一番にこれから学校選択をされるという保護者にお伝えするのが第一でございます。また、周辺の小学校のところにお話しをする、また、関係中学校にお話しをするということでございますので、これらにつきましては、また庁内でも関係者にお伝えをするということをこれから進めていきたいというふうに思っております。

これが一番重要なことかなというふうに考えております。

委員長 ほかにございませんか。

では、議案第46号は原案どおり可決して異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 異議がございませんので、議案第46号は原案どおり可決いたします。

引き続きまして、日程第2、議案第47号「学校教育法第107条教科用図書の採択について」を上程し、審議いたします。

107条教科書調査委員会から調査結果の報告をいただいておりますが、どなたかご意見はございませんでしょうか。

前もって見本本等は我々見させていただきましたが、ご意見ございませんか。

では、107条教科用図書採択候補一覧（平成19年度使用）のとおり採択したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 異議がございませんので、議案第47号は原案どおり可決いたします。

次に、日程第3、報告事項の聴取に入ります。

「杉並区体育施設の年末・年始の一部開場について」の説明を、社会教育スポーツ課長からお願いいたします。

社会教育スポーツ課長 それでは、私から、「杉並区体育施設の年末・年始の一部開場について」ご報告いたします。

指定管理者制度をとっております施設でございますけれども、スポーツ振興財団とティップネス・ワセダクラブから、年末・年始の体育施設の開場について、従前、12月28日、それから1月4日は休場日ございましたけれども、記載のとおり利用日の拡充について申し出がございました。いずれも午前9時から午後9時までの通常の営業時間でございます。

開場施設につきましては、記載のとおり、両団体が指定管理者として運営しているところでございます。

区民への周知でございますが、これも他の日と同じにさざんかねつによる利用者申し込みをお願いしたいと思っております。それから、ホームページ、「広報すぎなみ」で周知を図ってまいりたいと思います。

利用形態は、これも先ほど申しましたように、さざんかねつによる利用申し込み制とする。

その他でございますけれども、18年度においては試行期間として実績等を勘案し、平成19年度に向けて杉並区体育施設等に関する条例施行規則の改正を行うこととするものでございます。

以上でございます。

委員長 では、ただいまの説明に、ご質問、ご意見ございましたら、お願いいたします。

今回の経過を見て施行規則の改正を行うということですか。

社会教育スポーツ課長 はい、そうでございます。

委員長 特にございませんか。

では、報告を聴取したこといたします。

大藏委員 委員長、1ついいですか。

委員長 はい。

大藏委員 ちょっと採決には関係のないことですが、この一番最初の適正配置のことで1つ意見を。

「たたき台」というのは、やっぱり名前があまり良くないのではないかと私は思っているのです。やっぱり素案とかそういうふうにした方がいいのではないかと思うのですけれども。

学校適正配置担当課長 委員長、答弁よろしいでしょうか。

委員長 はい。

学校適正配置担当課長 ご指摘のとおりかと思えます。少し、なじみにくい言葉であったかなというふうに思います。基本的には、素案というのが行政では一般的な用語かなというふうに思っております。

今後は、第二次、第三次を作成するに当たりましては、そのような形でちょっと考えさせていただければというふうに思っております。

大藏委員 ぜひお考えください、思いつきましたので。

委員長 では、ご留意のほど、よろしくお願いいたします。

以上で、議案の審議並びに報告事項の聴取を終わらせていただきます。

予定されました日程、すべて終了いたしました。

庶務課長、何かございましたらお願いします。

庶務課長 次回の日程でございますけれども、来月、9月13日水曜日の午後2時から定例会を予定しております。よろしく願いいたします。

委員長 では、これもちまして本日の会議を閉じさせていただきます。

ありがとうございました。